

お知らせNews

情報公開・個人情報保護制度

☎総務課☎5503

《公文書公開(情報公開制度)》

市民参加による公正で開かれた市政を推進し、市政に対する理解と信頼を一層深めていただくことを目的に、請求に応じて市が保有する行政情報を公開するものです。

●情報公開を請求できる方

市内に住所がある方、市内に事務所や事業所がある個人・法人など

※法令などの規定により開示することができない情報や、個人に関する情報、個人や法人の不利益となる情報などは、公開することができません。

《個人情報開示(個人情報保護制度)》

個人に関する情報を適正に取り扱うためのルールを定め、市が管理する個人情報の開示や訂正などを請求する権利を保障することにより、市民の権利利益を保護するものです。

●個人情報の開示を請求できる方

どなたでも、公文書に記載されている本人に関する情報の開示を請求できます。

※本人以外の個人に関する情報などは、公開することができません。

《請求の受付》

公文書の公開または個人情報の開示請求は、総務課（本庁舎3階）・各庁舎地域振興課で受け付けています。

《情報公開・個人情報開示運用状況（令和6年度）》

区分	請求件数	処理状況（内訳）				
		公開・開示	部分公開・部分開示	非公開・非開示	取り下げ	審査請求
公文書公開	24件	9件	13件	1件	1件	0件
個人情報開示	6件	1件	4件	1件	0件	0件

お知らせNews

ごみの減量と適正分別のお願い

☎白河地方広域市町村圏整備組合衛生課☎3558

☎環境保全課環境衛生係☎5512

国が公表した令和5年度の1人1日あたりのごみ排出量は、全国平均851gに対し、福島県は968gで全国ワースト2位となっており、白河地方広域市町村圏整備組合を構成する5市町村（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村）の排出量が936gで全国平均を大きく上回っています。

ごみの処理量が多いことから、処理施設への負担が大きくなり、また、リチウムイオン電池が適正に分別されていないことなどによる火災や故障の発生により、処理施設の修繕費が増加しています。

ごみ処理施設は老朽化しており、維持していくためには今後も修繕が必要です。施設の運営費や修繕費などは、皆さんの税金で賄われています。

皆さんの負担を増やさないためにも、ごみの減量と適正分別にご協力をお願いします。

《令和5年度のごみ処理経費》

▷組合のごみ処理費用総額 14億6千万円

▷1人あたりの負担額 13,764円

(例) 4人家族の場合 55,056円

《今後の施設を維持するための整備計画》

施設	経過年数	整備計画
西白河地方クリーンセンター（燃えるごみの焼却施設）	30年	令和8～11年度に大規模な修繕を実施
西白河地方リサイクルプラザ（燃えないごみ・資源ごみの資源化施設）	21年	毎年の定期的な修繕と突発的な修繕を実施
最終処分場（埋立処分場・水処理施設）	44年	水処理施設の大規模修繕実施による延命化

《燃えるごみの削減》

燃えるごみの約35%が生ごみ、約38%が紙類です。生ごみの重量の約80～90%は水分といわれており、水切りの徹底や堆肥化により削減することができます。紙類は資源化やペーパーレス化により削減を進め、処理施設の負担を減らしましょう。

イベントEvent

白河市合併20周年記念特別企画展「松平定信の文化力ーつくり・しらべ・うつし・つたえるー」

☎文化財課文化学芸係☎2310

白河藩主松平定信の文化人としての側面にスポットを当て、自筆の書画や、詠歌・随筆などの文芸作品、絵巻物の模写や『集古十種』の編さんに代表される文化財保護・調査研究に関する資料など、その多彩な文化的業績を紹介する展覧会を開催します。

《展覧会》

●期間 9月13日(土)～11月9日(日)

●会場 小峰城歴史館（郭内）

●開館時間 午前9時～午後5時（最終入館は午後4時30分）

●入館料 一般300円、小中高生・障がい者100円

※休館日などは20ページをご覧ください。

《市立図書館郷土講演会》

●日時 9月27日(土)／午後1時30分

●会場 市立図書館りぶらん

※内容など詳しくは13ページをご覧ください。

《展示解説会》

●日時 9月13日(土)・23日(祝)、10月18日(土)、11月9日(日)／午前11時～、午後2時～

※各50分程度

※9月13日は午後2時からのみ

●会場 小峰城歴史館

※入館料が必要となります。

▲松平定信像（鎮國守神社蔵、三重県指定文化財）

▲柳に白鷺図（桑名市博物館蔵）

イベントEvent

子ども自然体験フェスティバルin南湖森林公園～森林で遊ぶ・学ぶ・モノを作る～

☎農林整備課☎5528

●日時 10月5日(日)／午前10時～午後3時 ※小雨決行

●会場 南湖森林公園（菅生館）

●駐車場 ▷第1駐車場 南湖森林公園駐車場

▷第2駐車場 白一小グラウンド

※各駐車場から会場まで、電動バスを運行します。

●対象 幼児～中学生 ※参加無料

《芝生でニュースポーツを楽しもう!》

◇ストラックアウト ◇フライングディスク

《モルック体験会》

◇県産材で製作されたモルックを利用した体験会

◇県産材モルック棒の絵付け体験(当日先着50セット)

《キッチンカー》

クレープ、から揚げ、ジュース など

《森林環境パネルの展示とクイズ》

◇森林環境に関するパネルを展示

◇パネルに関するクイズを出題

※クイズに参加した方に木工おもちゃをプレゼント

《木工教室》

●内容 イスとキーホルダーの製作（イス70セット、キーホルダー100セット）

※小学3年生以下は保護者の同伴が必要

●申し込み期限 9月26日(金)

※当日の参加もできますが、数に限りがあるため事前予約をお勧めします。

●申し込み方法

申し込みフォーム、電話

申し込みフォームはこちら▶

7

広報しらかわ 2025. 9（R7）

広報しらかわ 2025. 9（R7）

6

お知らせ
ラウンジ

りぶらん

子育て情報

保健情報

くらしの
情報館

定信紀行

白河かるた

休日当番医・
無料相談ほか

市長の
手控え帖

お知らせ

News

定額減税補足給付金
(不足額給付)



☎税務課市民税係 ☎285506

令和6年度に実施した定額減税補足給付金は、令和5年の所得情報を基に給付額を算定しています。この度、令和6年分所得税や定額減税の確定により再算定を行い、前年度の給付金額に不足が生じた方などに対して支給します。対象と見込まれる方には8月に各通知を送付しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 対象者▷給付① 令和6年分所得税および定額減税が確定し、定額減税しきれない金額を改めて算定した結果、当初調整給付金の支給額に不足または新たに不足が生じた方
- ▷給付② 次の要件に全て該当する方
- ◇令和6年分所得税および令和6年度住民税所得割の定額減税前の税額が非課税
- ◇事業専従者または本人の合計所得金額が48万円超
- ◇低所得世帯向け給付（令和5年度非課税世帯への給付金、令和6年度新たな非課税世帯への給付金）の対象世帯主・世帯員に該当しない
- ※令和5・6年分の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。
- 給付額▷給付① 不足額給付金の算定時における「本来給付すべき所要額」から「当初調整給付額」を差し引いた額
- ▷給付② 原則4万円
- 申請方法▷「確認書」または「申請書」が届いた方オンライン申請または返信用封筒による郵送
- ▷「お知らせ」が届いた方 申請不要
- 申請期限 10月31日(金)
- ※期限までに提出がない場合、給付されない可能性があります。

問い合わせ先

市不足額給付事務局コールセンター

☎0120-451-157

(土日祝日を含む、午前8時30分～午後8時)



募集

Recruit

第2回まちなかチャレンジ
応援事業補助金



☎まちづくり推進課 ☎285533

- 空き家・空き店舗を活用したまちなかへの出店を支援するため、改修費などの一部を補助します。詳しくは市ホームページをご覧ください。
- 対象区域 第4期白河市中心市街地活性化基本計画区域内
 - 対象物件 路面に面した1階の空き物件で、原則3か月以上営業目的で利用されていない物件など
 - 補助率▷リノベーション改修支援 2分の1（上限500万円）▷まちなかチャレンジ支援 3分の2（上限200万円）▷事業承継支援 3分の2（上限200万円）▷店舗・住宅セパレート改修支援 2分の1（上限50万円）
 - 対象者 空き店舗などで新規に事業を行う民間事業者
 - ※店舗・住宅セパレート改修支援の場合は所有者
 - 申請期間 9月16日(火)～10月17日(金)

イベント

Event

しらかわ台湾夜市in楽蔵

☎観光課観光振興係 ☎285526

- 華やかな提灯が会場を彩り、まるで台湾を訪れたかのような幻想的な雰囲気の中、台湾料理や台湾ビールを味わいながら、現地の文化や魅力を身近に感じていただけるイベントを開催します。「食」と「交流」を通じて、台湾の魅力をぜひ体験してください。
- 期日 9月20日(土)・21日(日)
 - 時間 正午～午後7時
 - 会場 楽蔵（中町）
- 

お知らせ

News

9月10日は下水道の日
～水のきれいな街に～

☎下水道課 ☎280910

- 《下水道に接続しましょう》
清潔で住みよい街にするために、下水道が整備された地域にお住まいで、まだ接続されていない方は、早期の接続をお願いします。
なお、浄化槽を使用している方は、下水道に接続するまで清掃や点検、検査など適切な維持管理をお願いします。
- 《市が合併処理浄化槽を設置します》
下水道が整備されていない地域では、市が住宅や事業所などに合併処理浄化槽本体を設置し、維持管理を行います。使用者は流した汚水の量に応じて使用料を納めます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
- ※工事は、市が定める「白河市下水道排水設備工事指定業者」「白河市浄化槽設置工事公認業者」が行います。まずは、各指定業者・公認業者にご相談ください。
- 

▲指定業者



▲公認業者

イベント

Event

下水道普及促進
キャンペーン



☎下水道課 ☎280910

- 下水道に対する関心と理解を深めるイベントを開催します。ぜひお越しください。
- 日時 10月5日(日)／午前10時～正午
 - 会場 ヨークベニマル白河横町店（横町）
 - 内容▷下水道のしくみを学ぶパネル展示▷下水道の正しい使い方の実演▷災害用マンホールトイレの展示▷下水道相談コーナー▷下水道グッズの配布 ほか

お知らせ

News

10月から
下水道使用料改定



☎下水道課 ☎280910

- 下水道事業の経費は、下水道使用料で賄うことを原則とし、下水道使用料は、汚水処理や施設の維持管理に充てています。皆さんの良好な生活環境を支えるインフラを維持していくため、下水道使用料を改定します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
- 新料金の請求開始月
下水道使用料は、水道メーターの検針（井戸水のみを除く）により確認した2か月分の使用水量で算定しています。
 - ▷水道検針が「奇数月」地区の方
11月請求（9・10月使用分）の9月使用分が旧料金、10月使用分が新料金となります。
 - ▷水道検針が「偶数月」地区の方
12月請求（10・11月使用分）から、新料金となります。

●下水道使用料単価表（2か月分・消費税込み）				
使用量区分		現行 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
基本使用料 (20㎡まで)		2,530.0	2,816.0	286.0
超 過 使用料 (1㎡に つき)	21～40	157.3	174.9	17.6
	41～60	166.1	183.7	17.6
	61～100	174.9	193.6	18.7
	101～200	188.1	209.0	20.9
	201～400	205.7	227.7	22.0
	401～1,000	226.6	251.9	25.3
1,001～		247.5	275.0	27.5
◇2か月の使用水量が48㎡の場合の計算例				
基本使用料		2,816.0円（20㎡まで）		
超過使用料		3,498.0円 (21～40㎡：174.9円×20㎡) 1,469.6円 (41～60㎡：183.7円×8㎡)		
合 計		7,783.0円（端数切り捨て）		